いちい信用金庫は皆さまとともに歩んでいきます

総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権をもち総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。

しかし、会員数が大変多く総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算に関する事項、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に会員一人ひとりの意見が金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
②選考基準に基づき、総代候補者選考委員会にて総代候補者を選考する。
③選考された総代候補者が、会員により信任され総代を委嘱される。
（候補者名を店頭掲示し所定の手続きを経た上で委嘱）

総代候補者の選考基準

①当金庫の会員である方
②総代就任日に満80歳未満の方
③人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる方
④地域における信望が厚く、総代として相応しい方
⑤良識をもって正しい判断ができる方
⑥金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

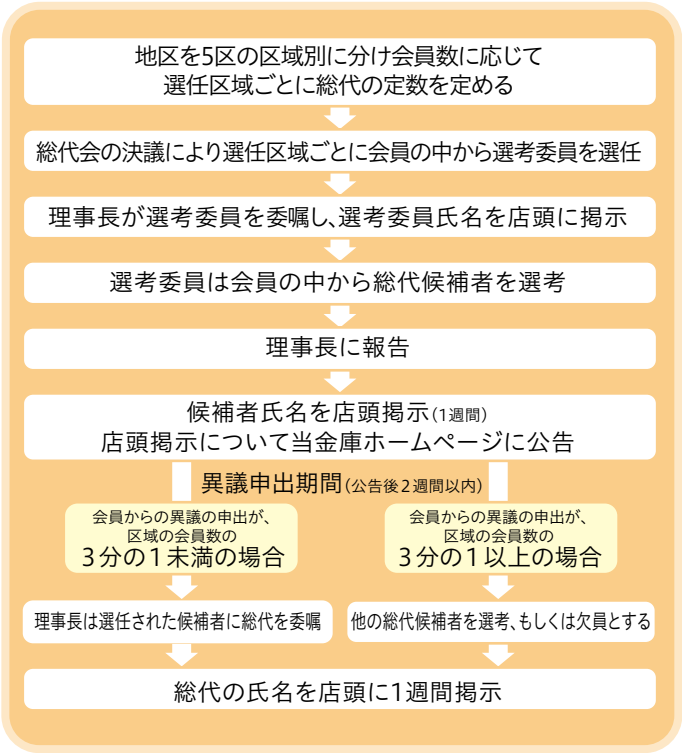

意見交換会の実施

一般会員の皆さまのご意見を総代会に反映させるため、意見交換会（モニター会議）を実施しております。

若手経営者等の一般会員の方々にモニターを委嘱し、毎年、意見交換会を実施しています。

（会員モニターアンケートの実施）

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症が発生し、収束時期がみえないことから、意見交換会の開催に代えて「当金庫の取組み」についてのアンケートを実施しました。

今後も金庫経営について理解を深めていただくと共に、一般会員の皆さまのご意見を金庫経営に活かしてまいります。

総代の氏名（敬称略 五十音順）

（令和2年6月30日現在・100名）

第1区（定数20名）	地区	一宮市宮西連区、同貴船連区、同神山連区、同大志連区、同大和町連区、同丹陽町連区、同千秋町連区、同萩原町連区、稲沢市
	氏名	朝日　和夫①　伊藤　彰⑤　伊藤　伸一⑥　稲垣　宗久⑥　猪子　誠兒⑥　岩田　孝逸①　牛田　義郎④ 大鹿　晃裕①　垣見　正則⑤　加藤　宗德⑥　鎌田　芳彰④　川瀬　康之①　久納　英治①　小出　晶子① 塚本　胤男⑤　永井　文一⑥　中村　武弘①　西岡　則男⑥　則竹　伸也①　橋本　喜弘①
第2区（定数21名）	地区	一宮市葉栗連区、同向山連区、同富士連区、同北方町連区、同今伊勢町連区、同奥町連区、同浅井町連区、同西成連区、同尾西地区、同木曽川地区
	氏名	青木　幸一②　岩田　功④　岩田　良司②　奥田　晏弘⑤　亀山　浩三①　小島　茂義①　榊原　譲① 杉山　義幸②　武田　浩志①　丹下　勝康⑤　辻　隆浩①　豊田京太郎⑥　中島　幸介①　西川正一郎① 新田見　昭①　保浦　祥克①　松永　幸一②　水谷　建五①　安井　久雄⑥　吉山　重定⑥　渡邉　克己⑥
第3区（定数20名）	地区	岩倉市、江南市、清須市、北名古屋市、岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、西春日井郡、豊山町、岐阜県羽島郡一円、海津市のうち旧海津町、旧平田町、岐阜県本巣郡のうち北方町、岐阜県安八郡のうち安八町、輪之内町、大垣市のうち旧墨俣町
	氏名	石黒　靖啓⑥　沖野　満①　加藤　寛子⑥　河村　貴司⑥　栗本　幸博①　小澤　吉伴①　小島　恒男⑤ 柴田　芳樹①　杉浦　賢二②　高田　真宏⑥　田中　正美⑥　寺澤　和夫⑥　中野　泰利⑥　丹羽　規之⑥ 沼田　和代②　樋口　滿子③　三島　正孝①　宮田　政雄②　三輪　公成③　村瀬健次郎⑥
第4区（定数22名）	地区	小牧市、春日井市、犬山市、名古屋市、丹羽郡一円、可児市（旧兼山町を除く）、尾張旭市、日進市、豊明市、長久手市、愛知郡東郷町
	氏名	池田　努②　石田　泉⑥　上野　元嗣⑤　大澤　和由①　小笠原邦博①　小川　正芳④　亀井　雅之⑥ 坂本　泰之①　澤木　寛④　高橋　敏雄③　谷川喜久雄①　土田　誠樹①　長崎　昇平④　丹羽　秀忠⑥ 原田　哲男①　藤木　徳典⑥　前田三千夫④　松浦　一雄⑥　松浦　秀則⑥　松永　肇③　山田　勇⑥ 横井　義明①
第5区（定数17名）	地区	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡一円、三重県桑名郡のうち木曽岬町、桑名市のうち旧長島町
	氏名	青木　敏晴①　池口　武徳①　佐藤　泰章④　立松　誠司①　勅使川原賢①　寺田　晏章⑥　野田　真彦① 原　松雄⑥　日笠　哲秀⑥　日比　照夫⑥　星野　雅俊⑤　前田　康貴①　宮崎　進⑥　八木　一⑥ 山田　信善⑥　吉田　重俊⑥　渡辺　満信⑥

（注）丸数字は総代の就任回数

総代の属性別構成比（職業・業種・年代別）

1. 職業別

（単位：%）

法人代表	個人事業主	個人
88.0	7.0	5.0

2. 業種別

（単位：%）

製造業	建設業	運輸業	卸売業	小売業	不動産業	その他	個人
43.0	17.0	4.0	4.0	10.0	6.0	11.0	5.0

3. 年代別

（単位：%）

40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代～
4.0	19.0	29.0	46.0	2.0

第85期通常総代会の決議事項

令和2年6月11日（木）、本店2階いちいホールにて開催された第85期通常総代会において、次の事項がそれぞれ原案どおり承認・可決されました。

報告事項

第85期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金処分案承認の件
第2号議案　理事選任の件
第3号議案　監事選任の件
第4号議案　退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

組織図（令和2年6月30日現在）

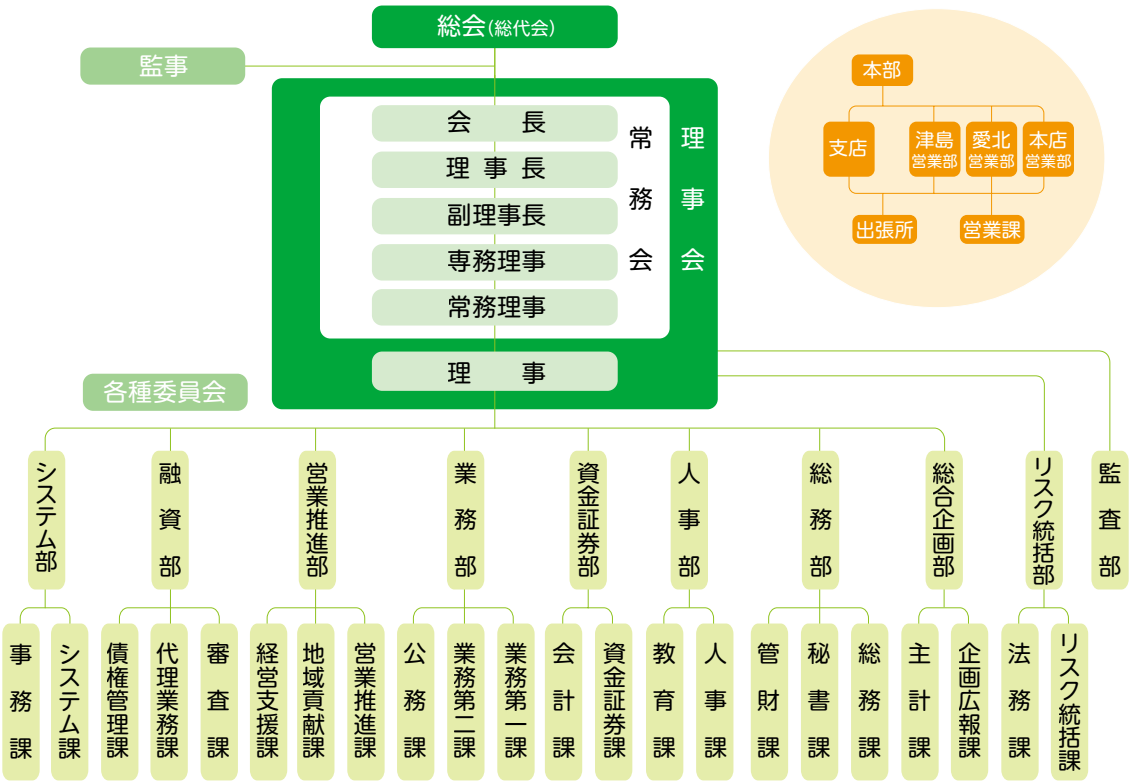

役員（令和2年6月30日現在）

理事長	粟野 秀樹	理事	鷲山 雄一（監査部長）	理事	鈴木 勝裕（リスク統括部長）
専務理事	川口 敏男	理事	木村 健一（人事部長）	理事	榊原 正博（融資部長）
常務理事	杁本　明	理事	内村 光則（営業推進部長）	理事	長野 久美子（非常勤）※1
		理事	青木 孝積（資金証券部担当）	監事	松永　修（常勤）
		理事	鈴木　浩（総合企画部長）	監事	石島 英次（常勤）
		理事	池山　覚（西春支店長）	監事	牧野 昭正（非常勤）※2

※1 理事 長野久美子は職員外理事です。
※2 監事 牧野昭正は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

主な業務内容

預金業務

(1) 預金……当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・定期預金・定期積金・別段預金・納税準備預金等
(2) 譲渡性預金…譲渡可能な預金

貸出業務

(1) 貸付……手形貸付・証書貸付・当座貸越
(2) 手形の割引…銀行引受手形・商業手形・荷付為替手形の割引

有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため国債・地方債・社債・株式・その他の有価証券への投資

為替業務

(1) 内国為替……送金為替・当座振込・代金取立等
(2) 外国為替……外貨両替および輸出入取引業務や海外送金等の取次業務

附帯業務

(1) 代理業務
- 日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
- 地方公共団体の公金取扱業務
- 信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理店業務
- 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- 独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務

(2) 保護預りおよび貸金庫業務
(3) 有価証券の貸付
(4) 債務の保証
(5) 公共債の引受
(6) 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売
(7) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介
(8) 確定拠出年金法により行う業務

法律により信用金庫が営むことのできる業務

(1) 保険業法により行う保険募集
(2) 当せん金付証票の販売事務等
(3) 電子債権記録業に係る業務

報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。賞与につきましては、毎期総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、退職慰労金額の決定方法等を規程で定めております。

（2）令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	224

（注）1. 対象役員に該当する理事は14名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」181百万円、「退職慰労金」42百万円となっております。
なお、当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金はありませんでした。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、第4号および第6号ならびに第3条第1項第3号、第4号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、令和元年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は 、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。